市民情報提供資料
市民部課税課

上場株式等に係る配当所得等に関する市民税・都民税
の税額算定誤りについて（続報）

平成３０年１０月２５日付広資料１１６号でお知らせしたこのことについて、調査結果及び今後の対応についてお知らせします。

記

１　対象者等

⑴　対象者

市民税・都民税（以下「住民税」という。）の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方。

なお、過去に遡って住民税を決定し直す場合、地方税法第１７条の５の規定により、税額の増額は３年分（平成２８年度から平成３０年度まで）、税額の減額は５年分（平成２６年度から平成３０年度まで）が対象となります。

⑵　対象人数及び対象税額

対象者数（実人員数）　　６人

税額が増額となるもの　　０件

税額が減額となるもの　　３件（合計額６，５００円）

税額に変更がないもの　　４件

※　同一人で複数年度にわたり、税額等が変更となる方がいるため、件数とは一致しません。

２　今後の対応

対象となる納税者の皆様には、この度の経緯とお詫びの文書を個別に訪問の上、直接お届けするとともに、減額分の還付に関する手続きを進めてまいります。

なお、住民税の税額等が変更することに伴う、国民健康保険税、介護保険料その他制度に関わる影響はございませんでした。

３　再発防止策

法改正等の際には、法令解釈の誤りが生じないように、関係機関への照会等により事務処理の万全を期すとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令等に基づく適切な事務処理を進めてまいります。